|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学校名 |  | | 校長  氏名 |  | 対象職員の  職・氏名 |  | |
| 期　　間 | | 年　　月　　日（　　）　～　　　　　年　　月　　日（　　） | | | | | |
| 措　置　内　容 | | | | | |
| 生　活　規　正（該当番号に○をつける） | | | | | 医　療 |
| １か月 | | １　深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせない。また、出張は原則として命じない。  ２　始業及び終業時間を各１時間繰り下げ及び繰り上げる、又は終業時間を２時間繰り上げる。  ３　業務量の軽減を講ずるとともに、必要に応じ勤務場所又は職務の変更等を行う。  　　３の場合についての概要 | | | | | 主治医の医療・指導を受けさせる |
| 月　　日（　　）  ～　月　　日（　　） | |
| ２か月 | | １　深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせない。また、出張は原則として命じない。  ２　始業及び終業時間を各１時間繰り下げ及び繰り上げる、又は終業時間を２時間繰り上げる。  ３　業務量の軽減を講ずるとともに、必要に応じ勤務場所又は職務の変更等を行う。  ３の場合についての概要 | | | | | 主治医の医療・指導を受けさせる |
| 月　　日（　　）  ～　月　　日（　　） | |
| ３か月 | | １　深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせない。また、出張は原則として命じない。  ２　始業及び終業時間を各１時間繰り下げ及び繰り上げる、又は終業時間を２時間繰り上げる。  ３　業務量の軽減を講ずるとともに、必要に応じ勤務場所又は職務の変更等を行う。  　　３の場合についての概要 | | | | | 主治医の医療・指導を受けさせる |
| 月　　日  （　　）  ～　月　　日（　　） | |

〔人様式４７〕

後保護計画　　　　　　　（　　　年　　月　　日作成）

参考：事後措置基準　Ｂ１区分（愛知県公立学校教職員健康管理要領　別表第２）　について

　１　深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせない。また、出張は原則として命じない。

　２　始業及び終業時間を各１時間繰り下げ及び繰り上げる、又は終業時間を２時間繰り上げる。

　３　業務量の軽減を講ずるとともに、必要に応じ勤務場所又は職務の変更等を行う。